審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　教職員課

法令名	教育職員免許法	法令番号	昭和 24 年法律第 147 号
手続名	臨時免許状の授与	根拠条項	第５条第５項

審査基準

１　検定を受けて特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状に関する規則（平成２年教育委員会規則第 12 号）に定める関係書類を添付し、佐賀県教育委員会に申請しなければならない。

２　臨時免許状授与の審査は、次の事項について行う。（免許法第５条第５項）

（１）　普通免許状を有する者を採用することができない場合であること。

（２）　高等学校を卒業していること。

（３）　免許法第５条第１項各号に規定する欠格要件に該当しないこと。

（４）　教育職員としての適格性を有すること。

（５）　教育職員として勤務することが可能であること。

受付機関	教職員課	処理機関	教職員課	交付機関	教職員課	標準処理期間	14 日	目次 No.	
						標準経由期間	14 日		